

戸籍事務に係る市場化テスト・民間開放の可否について

法務省民事局

1 はじめに

- (1) 戸籍制度は、人の親族的身分関係を登録・公証する唯一の制度であるところ、その記載事項には、嫡出でない子であることや離婚事項など、一般的に他人に知られたくないものがあり、現に、不正事案につながる身元調査に使用されるなどの例がある。ついては、戸籍情報の取扱いには慎重な配慮が必要である。
- (2) 個人情報保護に対する関心の深まりにかんがみ、個人情報を保護する観点から、公開を原則としている現行の戸籍制度の在り方を見直すなどの必要があると考え、戸籍及び除籍の謄抄本等の交付請求をすることができる場合を制限すること等について、本年10月6日に法制審議会に諮問し、現在、同審議会に設置された戸籍法部会において調査審議されているところである。ついては、この点からも、戸籍情報の取扱いにはより慎重な配慮が必要である。

2 「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」(以下「郵便局事務取扱法」という。)第2条第1号に規定する事務について

- (1) 戸籍事務は、個人情報にかかわる重要な事務であることから、本来は地方公共団体の庁舎内において地方公務員が取り扱うべきものである。
ただし、官公署で公務員が事務を実施するのと同等の組織的、人的、施設的な条件が整備される場合においては、戸籍謄本等の交付請求の受付及び引渡しのみについて、例外的にこれらを地方公共団体の庁舎以外の場所において取り扱わせることも可能と考えられ、従来は、行政機関に準ずる特殊法人である日本郵政公社(郵便局)において、地方公務員と同等の服務上の規律を課されている国家公務員の身分を有する郵便局職員が取り扱う場合に限り認めてきたところである。
- (2) この度の郵政民営化に伴い、郵便局職員は非公務員となるものの、郵便局はその目的規定において「地域住民の利便の増進に資する業務を営む」という公共目的を有し、組織的条件で一般の営利を目的とする私企業と区別することが可能であり、さらに守秘義務やみなし公務員規定といった人的条件、高品質ファックスや庁舎整備等の施設的条件が整備されていることにかんがみ、例外的に、民営化後も引き続き郵便局に上記(1)の事務を取り扱わせ

ることとしたものである。

- (3) 当面、上記の条件を満たす法人は郵便局以外にはないと考えられるが、仮に、上記の条件の観点から郵便局と同視しうる民間事業者がある場合には、当該事業者は、現在郵便局に取り扱わせている事務の範囲内においてこれを取り扱わせることも考えられないわけではない。
- (4) ただし、上記のとおり、郵便局に対しても、上記(1)の事務を取り扱わせるために郵便局事務取扱法を制定し、同法において種々の条件を課しているのであるから、同様の事務を他の民間事業者にも開放する場合には、そのための条件設定について、慎重に検討する必要がある。

3 戸籍法第15条に規定する届出等の受理（又は受付）について

- (1) 戸籍上の各種の届出については、民法、戸籍法等に種々の要件が定められており、窓口事務担当者は、届出について、その受理・不受理を判断するために、法律上の諸要件を満たしているかどうか等について審査をしなければならない。そして、届出の受理を決定すると、その効力は、届出の受付の時点にさかのぼって生ずることとなる（届出の受付後、即日受理・不受理を決することができず、後日受理決定をした場合には、その効力は、受付日にさかのぼって生ずることとなる。）。
- (2) 戸籍の届出がされた場合、届出人の側からみれば、窓口で届書類が受け付けられる（受領される）と、即時に適法な届出か否かの結論が出されるものと期待するのが一般的である。戸籍実務上も、届書が提出された段階で届出事項又は添付書類に不備があることが明らかとなった場合には、受付前の時点で直ちに届出人に補正を求めることとなる。また、届書が提出された段階で不備があることが明らかとならなかった場合には、通常は、届書を受付後、直ちに適法な届出であるか否かについて審査をし、不備を発見して、それが即時に補正可能なものであれば、届出人にこれを補正させた上で受理することとなる。

上記のとおり、戸籍の窓口における届書の受付事務は、単なる書類の受領という観念でとらえることができるものではなく、戸籍の届出の受付、審査及び受理・不受理の決定は、その一連の事務処理工程において各々密接に関連している。しかも、受理の効力は受付時にさかのぼって生ずるのであるから、受付のみを切り分けることは困難である。

このように、届書の受付は、郵便局事務取扱法の対象となっている戸籍謄抄本等の交付請求の受付又は引渡しの取次事務とは全く異質の事務である。したがって、郵便局職員が国家公務員の身分を有していても、届書の

受付事務は取り扱っていないものである。

- (3) このように、戸籍の届出の受付は、審査及び受理・不受理の決定と密接に関連している重要な性質を有している上、婚姻、離婚、認知、養子縁組等の届出については、その受理が決定されると、民法上、届出の受付時に親族的身分関係が形成されることとなるため、届出の受付は、その年月日が持つ効果においても、人の親族的身分関係の形成という法的効力の発生時期を特定するといった極めて重要なものである。したがって、届出の受付及び受理・不受理の決定は、戸籍事務を管掌する市区町村長が責任を持って行うべきものであり、これらの事務を民間事業者に取り扱わせることは相当でない。
- (4) 加えて、戸籍の届書には、戸籍に記載されない個人の秘密に属する事項（例：出生届における父母の職業、出生した病院名等、死亡届における病名、死亡原因等）も多く記載されていることから、戸籍法上も原則として非公開とされているところであり、個人に関する情報の保護の観点からも、民間事業者が届出に係る事務を取り扱わせることは相当でない。
- (5) したがって、届出の受理はもとより、その受付のみの事務であっても、民間事業者に行わせることは困難である。

4 戸籍法第48条に基づく届出の受理又は不受理の証明書の請求の受付及び当該証明書の交付について

届出の受理又は不受理の証明書の請求は、届出と同時にされることが多いところ、上記3のとおり届出の受理はもとより、その受付の民間開放を認めるのは困難なのであるから、受理証明書等に係る事務のみを民間事業者に取り扱わせることは実益に乏しい。

なお、当該事務は、郵便局においても取り扱っていないところである。